

第24回旭川市福祉有償運送運営協議会会議内容報告書 確定版

日時：令和8年2月4日（水）
 午後6時30分～午後7時30分
 場所：旭川市7条通9丁目
 旭川市総合庁舎7階 会議室7B

会議の名称	第24回旭川市福祉有償運送運営協議会
出席者 委員（10人） 旭川市（事務局） 申請者	任 賢宰委員、大森 裕委員、葛西 輝昭委員、柏葉 健一委員、 川邊 仁委員、川村 和恵委員、柴田 淳委員、高橋 昭憲委員、 竹内 誠委員、野々村 雅人委員 鈴木次長、大木、高山 特定非営利活動法人 ゆい・ゆい
傍聴者数	1人
議事等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・更新登録申請について ・その他
審議内容及び 主な意見等 (資料確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から資料の確認を行った。
(開会)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長から、本日の出席委員数を報告し、定足数に達しているため開会する旨宣言があった。 ・野々村委員については更新団体の説明員となっていることから「2 議題」については委員として参加できないことの説明があった。
(協議方法)	<ul style="list-style-type: none"> ・更新登録申請についての協議に当たり、会長から説明を聞くために申請団体の説明員に出席してもらっている旨の報告があった。 ・事務局から協議に係る資料の説明を受けた後、協議を行うこととした。
(申請者出席)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体である特定非営利活動法人 ゆい・ゆいの代表者が説明員として会議に参加した。
(資料説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局から更新登録に当たっての形式的な要件について説明した。
(申請者補足説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状とほぼ同じ内容での更新申請となる。 ・その中で、利用者登録については、利用状況の実態に即した内容に修正している。
(協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員からの発言は次のとおり。 <p>[川邊委員]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市としての立ち位置について、福祉有償運送は、交通政策的な視点では公共ライドシェアに分類されている。 ・福祉行政を預かる立場としては、障害者福祉の中での自立支援の一環という考え方。 ・本施策が、他の福祉のビジネスモデルに影響を及ぼすようなところにまで拡大していくといった意図は全くなく、施設利用者に対しての福祉サー

ビスの充実ということでの申請と捉えている。

[柏葉委員]

- ・今回の申請者は、更新申請も複数回なされており、申請内容については意見なし。
- ・福祉有償運送が事業として今後も継続的に取組んでいくことが可能かどうか。
- ・事業単体では現実的に継続困難で、他の福祉施策との組合せで成立している状況。
- ・資料5にあるとおり、移動制約者に対応できる車両も充実してきており、メーターを用いた輸送という方向に舵を切るべき時期に来ているとも考えるが、その点はいかがか。

[申請者]

- ・本法人として、支援を必要としている方を最後まで支えたいとの思いが根底にある。
- ・通所事業やグループホーム等の対価がある事業運営があつて、福祉有償運送の占める割合は5%未満であるから継続できている状況。
- ・事業単体で成り立つ方向に舵を切るという考えも理解しているが、わからない部分もあり、悩ましい課題である。

[柏葉委員]

- ・訪問介護で、営業車両を用いて介護員も付いてとなれば、当然コストがかかる。
- ・福祉限定の事業者の中には、参入するも継続できないものも散見され、結局利用者さんにしわ寄せが行ってしまう。
- ・タクシー事業者がUD車両等含めて充実してきている中であつて、貴事業所が丸抱えするのではなく、これらを活用することで、移動に係る人的、経済的な負担軽減や利用者の利便性向上にも繋がるのではないか。

[申請者]

- ・移動支援事業の事業者が年々減少していく状況にもあり、何かしらの変化の必要性は認識している。
- ・民間と行政との役割を上手く両立させていくこともひとつであるが、一番大事にしたいのは利用者が困らないというところ。
- ・このまま継続していても伸びないことは理解しているが、困っている人、必要としている人の入り口部分の役割としての自負もあり、申請は続けていきたいと考えている。

[柏葉委員]

- ・コストについて、行政側、事業者側が全てを負担していくことは無理で、事業継続には利用者にも応分の負担を求めていく必要がある。
- ・移動には当然コストがかかる。営業車であれば尚更であり、この部分はやはり利用者に負担を求めていくべきで、そこに行政の福祉チケット等の施策や我々事業者の1割の割引等を行っている。

[高橋委員]

- ・旅客から収受する対価について、令和6年10月からは当該地域におけるタクシー運賃の8割にガイドラインが見直されている。

・現状100円/kmのものを、急に8割になると利用者の負担も大きく現実的ではないが、適切な対価のあり方について協議会の中で議論が必要と考える。

[柴田委員]

・障害を持たれている方や移動に障害のある方が、自由に移動する機会を提供することについては、是非あるべきもので賛成する。
・事業運営が厳しい中で、公共交通機関の利用ではなく、ゆい・ゆいとして本事業を継続していく必要性について伺いたい。

[申請者]

・移動支援や福祉有償運送を行っている事業者の多くが、現状において手が回っていない実態にある。
・人としての尊厳を支えることにも繋がっている外出支援の重要性について、事業を通じて実感しており、費用面とは別のところでも大事にしていきたい思いが強い。

[大森委員]

・関連しての質問であるが、利用者が運転手を指名して利用することは出来るのか。
・基本的には、運転手はヘルパーも兼ねての外出支援なのか。
・運転手が利用者のことを把握・理解した上で対応できる状況は、利用者の安心に繋がっているのではないか。

[申請者]

・運転手が9人しかいない中で、利用登録者が24人いるため、一人の運転手に2名程度の利用者というのが実態。
・運転手がヘルパーも兼ねる場合も、他にヘルパーが同乗して対応する場合もあり、その時の状況に応じて実施している。
・利用者の中には、知的に障害があり自身の意思を上手く伝えられない方もいるが、そうした状況にあっても利用者が満足いく利用となるよう出来る限り配慮しながら対応している。

[竹内委員]

・やはり事業の継続性が一番大事であると考えている。
・行政の財政状況も厳しく、経済的支援も期待できない時代になっており、柏葉委員が言ったように、継続的にやるためには、発想を大転換するほかないと感じている。
・今回の申請者だけの問題ではなく、ほかの団体のことも含めて、全体として事業の継続性について、この協議会でもう1回考える時期に来てるのではないか。

[申請者]

・このまま継続していくことに対して、難しい状況にあることは理解している。
・最後までやり続けること、公益のために出来ること、理念や理想があってもそれだけではやっていけないこと、柏葉委員や竹内委員の言うように利用者にコストを求めること、舵を切る時期に来ていること、どれも間違っていないと思うが、その中で色々悩みながら従事しており、結論には

至っていない。

[柏葉委員]

- ・この問題は、そう簡単に結論が出るものではないと考える。
- ・原点に戻ると、本事業は、移動手段がない人のために自動車を提供するという一つのスタイルで、事業自体がなくなってしまうことは良しとは出来ない。
- ・経済的な部分は別にして、人間的に社会に関わるためには外出することが大事な部分であるということも十分理解できるが、その中で、それをいかに継続していくのかについて、協議会で議論していく必要がある。

[竹内委員]

- ・福祉タクシー利用料金等助成制度について、福祉有償運送の費用についてもチケットの対象になるのかを事務局に確認したい。
- ・個人的な意見であるが、本協議会が指定する団体であれば対象にするといった対応は出来ないのか。
- ・積雪寒冷地の移動手段として自動車は不可欠で、こうした部分も考慮してあげる必要も感じている。

[事務局]

- ・緑ナンバーを対象にした制度であり、白ナンバーである福祉有償運送の利用は対象外となる。

[柏葉委員]

- ・緑ナンバーは、お客様の安全安心を担保して運輸局から事業認可されて事業運営している。
- ・福祉有償運送等の白ナンバーについては、そこまでのものが担保される状況にはない。
- ・本協議会で福祉チケットについて福祉有償運送事業者を対象とするといった議論をすることについては大反対する。

(取りまとめ)

[任会長]

- ・利用者にとっては、様々な選択肢があることが理想である。
- ・特定非営利活動法人 ゆい・ゆいの更新登録申請について、協議会として協議が調ったということでよいかとの確認があり、異議がなかったことから、協議会として協議が調ったものとする宣言があった。

(その他)

- ・事務局から旭川市福祉有償運送ガイドラインの見直し（独自ルールの見直し）について、今後、本協議会で協議していく旨を説明した。
- ・会長から、本案件及び議題に関わらず発言があるか確認した。

(協議)

[高橋委員]

- ・補足として、福祉有償運送制度が始まった平成19年度当時は、福祉車両の利用が条件となっており、セダン型については、特区にならないと導入できない状況にあったという経緯があり、現状のルールになっていると推察される。
- ・その後、制度改正があり、全地域でセダン型も含めて認められ使用可能となった。
- ・利用者については、事前登録された方に限定しており、供給が無条件に拡大していくものではない状況にある。

・こうした状況において、次回以降の協議会の中で、ガイドライン（独自ルール）が合理的なものなのかどうかについて御審議いただきたい。

[竹内委員]

・独自ルールについて、絶対改正が必要なものなのか。

[高橋委員]

・協議会において独自ルールが合理的なもの判断できるのであれば、必ずしも改正しなければならないものではないが、全国的な状況等も踏まえながら、今後の協議会の中で議論・検討していくことをお願いしたい。

[柏葉委員]

・福祉有償運送は、地域の供給量が不足している部分を補完するものであることを踏まえ、営業車両数の増減の推移等も把握した上で協議会で議論していく必要があると考える。

[高橋委員]

・福祉有償運送は、タクシーやバスを補完する目的のものであり、制度として緑ナンバーの存在を脅かす状況にはならないものであることが前提である。

[川村委員]

・ガイドラインの見直しとは関連しないが、車いすの方等での UD タクシーを利用していた方の話として、普段から利用していた事業者が廃業になり、次を探すのに大変苦労されていると聞いている。

・費用面や対人関係等、利用しやすさは人それぞれではあるが、時間帯によっては予約が取れないこともあり、それ以外の移動手段を持たない方にとってはとても重要な存在であると感じている。

(閉会)

・全体を通じて他に意見等がないかを会長から確認し、なかったことから閉会する旨の宣言があった。

・会議終了後、事務局から後日会議録確認の依頼を行うことについての事務連絡を行った。